

さくら幼稚園 重要事項説明書

令和8年度

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次の通りです。

1、運営主体

| | |
|--------|---------------------|
| 名称 | 学校法人 さくら幼稚園 |
| 所在地 | 群馬県伊勢崎市富塚町 246 番地 4 |
| 電話番号 | 0270-32-3010 |
| 代表者職氏名 | 理事長 片柳博子 |

2、施設概要

| | |
|--------|----------------------------|
| 施設の種類 | 幼保連携型認定こども園 |
| 施設の名称 | さくら幼稚園 |
| 施設の所在地 | 群馬県伊勢崎市富塚町 246 番地 4 |
| 電話番号 | 0270-32-3010 |
| 施設長 | 園長 片柳博子 |
| 受け入れ年齢 | 10ヶ月児～小学校就学前子ども |
| 利用定員 | 1号認定 75名 2号認定 59名 3号認定 31名 |
| 開設年月日 | 昭和49年4月1日 |

3、施設の目的及び運営の方針

さくら幼稚園（以下「当園」という）は、1号認定子どもにおいては、学校教育法第22条及び第23条に従って幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。

又、2号認定子ども及び3号認定子どもにおいては、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営方針に従って保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る事を目的とします。

- (1) 当園は教育・保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、認定こども園（幼稚園）における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。

(3) 当園は、利用する子どもを教育・保育するとともに家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4、設備の概要

(1) 園舎等の概要

| | |
|----------|------------------------|
| 敷地面積 | 4163.49 m ² |
| 園舎の構造・規模 | 木造 |
| 園舎面積 | 1128.7 m ² |
| 園庭面積 | 5019 m ² |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 面積 | 備考 |
|----------|------|----------------------|----|
| 保育室 | 8 部屋 | 388.1 m ² | |
| ほふく室 | 1 部屋 | 22.8 m ² | |
| 乳児室 | 1 部屋 | 31.9 m ² | |
| 子育て支援室 | 2 部屋 | 82.8 m ² | |
| 遊戯室 | 1 部屋 | 56.3 m ² | |
| 調理室・調理設備 | 2 部屋 | 44.03 m ² | |
| 調乳室 | 1 部屋 | 3.31 m ² | |
| 職員室 | 1 部屋 | 33.6 m ² | |

5 職員の職種、員数及び職務の内容

| 職種 | 員数 | 職務内容 |
|--------|--------|--------------------------|
| 園長 | 1 人 | 園務の統括 |
| 副園長 | 1 人 | 園長の補佐 |
| 主幹保育教諭 | 2 人 | 教育・保育の統括 保護者の相談 地域の子育て支援 |
| 保育教諭 | 15 人以上 | 教育・保育の業務 |
| 療育支援 | 1 人 | 困り感のある子への支援 |
| 栄養士 | 1 人 | 献立作成・食育・食に関する相談 |
| 事務員 | 1 人 | 事務 |

| | | |
|-----|----|-----------------------|
| 嘱託医 | 3名 | 利用する子どもの健康診断及び健康管理を行う |
|-----|----|-----------------------|

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6、教育・保育の提供を行う日及び行わない日

当園が教育・保育の提供を行う日は、1号・2号3号認定共に月曜日から金曜日までとし、2号3号認定は土曜日就労の方のみ土曜保育の提供があります。

教育・保育の提供を行わない日は

1号認定（教育標準認定）

- 1、土曜日・日曜日
- 2、国民の祝日に関する法律で規定とする休日
- 3、夏季休業日 7月21日 ～ 8月31日
- 4、冬季休業日 12月24日 ～ 1月 6日
- 5、学年始休業日 4月 1日 ～ 4月 6日
- 6、学年末休業日 3月24日 ～ 3月31日

2号・3号認定（保育認定）

- 1、日曜日
- 2、国民の祝日に関する法律で規定とする休日
- 3、年末年始休業（12月29日～1月3日）

7、教育・保育の提供を行う時間

当園が教育・保育の提供を行う時間は次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合（2号・3号標準時間）

7時30分～18時30分までの範囲内で、教育・保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の教育・保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議の上、子どもの状況や発達過程を踏まえ、個別に決定いたします。ただし、入園当初、一定期間、子どもが集団保育に慣れるために、教育・保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、ご協力をお願いします。

尚、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により教育・保育が必要な場合は7時30分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、当園にお支払いいただく利用者負担金（3号認定のみ）、教育・保育等に要する実費徴収額の他に、別途延長保育料が必要となります。

尚、土曜保育の提供は7:30～16:30までとします。

(2) 保育短時間認定を受けた子どもの場合(2号・3号短時間)

8時00分～16時00分までの範囲内で、教育・保育を必要とする時間とします。

実際に教育・保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他教育・保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議の上、子どもの状況や発達過程を踏まえ、個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、子どもが集団保育に慣れるために、教育・保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、ご協力をお願いします。

尚、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により教育・保育が必要な場合は7時30分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、当園にお支払いいただく利用者負担金(3号認定のみ)、教育・保育等に要する実費徴収額の外に、別途延長保育料が必要となります。

尚、土曜保育の提供は7:30～16:30までとします。

(3) 教育認定を受けた子どもの場合(1号認定)

8時00分～14時30分までの範囲内で子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育を必要とする時間とします。お迎え時間として、15時00分までにお迎えに来てください。

ただし、入園当初、一定期間、子どもが集団保育に慣れるために、教育・保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、ご協力をお願いします。

尚、上記以外の時間帯においても教育・保育の提供を希望する場合は19時00分までの範囲内で、預かり保育を提供します。利用にあたっては、当園にお支払いいただく教育・保育等に要する実費徴収額の外に、別途預かり保育料・補食費等が必要となります。

詳しくは、参考資料“令和8年度 さくら幼稚園の生活”の『令和8年度 教育保育時間・延長保育時間のお知らせ』をご覧ください。

8、学期を次のように分け、教育・保育の提供を行う

| | | | | | |
|------|----|----|---|-----|-----|
| 第1学期 | 4月 | 1日 | ～ | 8月 | 31日 |
| 第2学期 | 9月 | 1日 | ～ | 12月 | 31日 |
| 第3学期 | 1月 | 1日 | ～ | 3月 | 31日 |

9、提供する教育・保育等の内容

当園が提供する教育・保育等の内容は、次の通りです。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、教育・保育の提供を行います。

(2) 主食、副食の提供

委託業者が入りますので、給食代の変更についてはその都度ご承知ください。

(3) 一時預かりの実施

保育を受けることが困難になった子どもを一時的に預かります。定員 1 日 2 名。

(4) 子育て支援センター事業の実施

地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの提供を行うことによって、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

10、利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用の申し込みのあった教育標準時間認定を受けた子どもと、現に当園を利用している教育標準時間認定子どもの総数が利用定員の総数を超える場合については、伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例により、以下に示した公正な方法により選考します。

1、在園児及びその兄弟を優先します。

2、その他先着順とします。

(2) 保育認定を受けた子どもについては、児童福祉法第 24 条に基づき市町村が行う利用調整に従い決定されるものとします。

当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11、保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及び金額

(1) 当園から特定教育・保育を受けた 3 号認定こどもの保護者は、当該市町村が定める利用者負担金額を当園にお支払いいただきます。

(2) 当園から特定教育・保育を受けた 1・2・3 号認定こどもの保護者は、教育・保育等に要する実費徴収額等、別表に掲げる費用をご負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。

12、当園は、以下の医療機関との嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

| | |
|---------|-------------------|
| 医療機関の名称 | 久保医院 |
| 医師名 | 久保尚 |
| 所在地 | 群馬県伊勢崎市大正寺町 111-1 |
| 電話番号 | 0270-32-0258 |

(2) 歯科

| | |
|---------|---------------------|
| 医療機関の名称 | 共栄歯科 |
| 歯科医師名 | 瀬山哲也 |
| 所在地 | 群馬県伊勢崎市八斗島町 1588-12 |
| 電話番号 | 0270-31-0535 |

(3) 薬剤師

| | |
|---------|--------------------|
| 医療機関の名称 | 中田薬局 |
| 薬剤師名 | 中田園枝 |
| 所在地 | 群馬県伊勢崎市上植木町 2691-1 |
| 電話番号 | 0270-30-3520 |

13、緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

| | |
|--------|---|
| 受診医療機関 | 医療機関名：久保医院 診療科：内科 所在地：群馬県伊勢崎市大正寺町 111 番地 1 電話番号：0270-32-0258 |
| | 医療機関名：伊勢崎スポーツ整形外科医院 診療科：整形外科 所在地：群馬県伊勢崎市堀口町 586 番地 1 電話番号：0270-31-2233 |

その他症状により、他の医療機関に受診する場合があります。

14、非常災害対策

| | |
|--------------|---|
| 非常時の対策 | 別途定める消防計画や災害マニュアル等により対応いたします |
| 避難・ 備蓄用品 | ・各児の防災セット・ブルーシート・プチプチロール・飲料水 2ℓが 21 本 ・紙コップ 300 個・アレルギー対応非常食クッキー 20 袋（45 枚入り） ・電池 単 1・・・10 本 単 2・・・8 本 単 3・・・8 本・懐中電灯（水中可）・携 帯トイレ・簡易トイレ袋・簡易テント・毛布・軍手・はさみ・チャッカマン・ タオル・オムツ・おしりふき・着替え。 |
| 緊急時の伝言 方法 | ・ルクミー 『おたより』にて配信 ・毎年、年度初め配布の『緊急時お迎え訓練について』により、震度 5 以上の 地震が起きた場合または、不安を感じる場合は、ルクミー配信の有無に関わ らず、すぐに迎えに来ることになっている。 ・ルクミーが繋がらない場合は、『災害時伝言ダイヤル 171』を利用する。 1 年に 1 度、伝言ダイヤルのお試し体験を行っている。 |
| 避難場所 | 地震：幼稚園園庭 火災：幼稚園南の第 1 グランド 水害：幼稚園 2 階 |

| | |
|----|---|
| 備考 | 状況に応じては、近所の富塚公園（徒歩 5 分） 地区の避難場所としては市民プラザ（徒歩 13 分） 坂東小学校（徒歩 20 分） |
|----|---|

15、虐待等の防止のための措置

当園は利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者設置等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

| | |
|--------|---|
| 虐待対応窓口 | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応窓口担当者 副園長 福田里絵 ・虐待解決責任者 園長 片柳博子 <p>虐待に関するご相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。 さくら幼稚園 0270-32-3010 福田まで。</p> |
|--------|---|

16、苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下の通り設置しています。

| | | |
|--------|---|-----------|
| 当園相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> ・苦情窓口担当者 副園長 福田里絵 ・苦情解決責任者 園長 片柳博子 <p>苦情・要望のご相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。 さくら幼稚園 0270-32-3010 福田まで。</p> | |
| 第三者委員 | 保護者会会長 | 令和 5 年度会長 |
| | 経験者 | 柴山 亜衣 |
| 第三者委員 | 法人役員 | さくら幼稚園理事 |
| | より 1 名 | 松本 利宏 |

17、利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|-------------------------|
| 保険の種類 | 全日幼連保険の賠償責任保険 |
| 保険の内容 | 対人賠償 食中毒賠償 対物対象 人格権侵害賠償 |

18、その他利用にあたっての留意事項

| | |
|-------|---|
| 禁止事項等 | <ol style="list-style-type: none"> 1、当園では、敷地内全ての場所において禁煙です。 2、当園において、他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 3、教育・保育等に要する実費徴収額等は 3 か月以上滞納があると、1 号認定の場合は、利用契約を解除する場合があります。滞納の無いようお願いいたします。 |
|-------|---|

別表 **1号認定**

| 受領する費用の種類 | | 支払いを求める理由 | | 金額 |
|--|--------------------|--|---------------|--------------|
| 入園検定用（入園前） | | 受付に関わる手数料 | | 1,000 円 |
| 入園事務手数料 | | 事務手続きによる配布物等の手数料 | | 10,000 円 |
| 上乗せ徴収 （銀行引き落とし） | | 教育保育の充実費：より質の良い教育・保育を提供するための費用（職員研修、遊具、教具の質の向上、園の特色である広い庭と豊かな自然環境をより教育的で安全に生かすための経費） 外部講師費：外部講師による、チャレンジ体操・キッズイングリッシュ・リトミック等々 3～4年のカリキュラムとして考えていますので、学年により受講数は変わります。 | | 月額 2,500 円 |
| 保護者会費（銀行引き落とし） | | 保護者会活動への協力のため | | 月額 650 円 |
| 主食代（銀行引き落とし） | | 2歳以上の児童に提供する主食代（米飯・パン）を実費でご負担いただくもの。 | 月額 1,100 円 | 月額 計 5,600 円 |
| 副食代（銀行引き落とし） | | 2歳以上の児童に提供する副食代を実費でご負担いただくもの。 | 月額 4,500 円 | |
| おやつ代（銀行引き落とし） | | 2歳児クラス（もも組）のみ午前中のおやつ提供があるので実費でご負担いただくもの。 | 月額 1,000 円 | 月額 1,000 円 |
| 副食費免除：対象のご家庭には伊勢崎市より副食費免除対象通知が配布されます。 | | | | |
| 市免除(上限月額年度末に決定) | | 差額を徴収します。(銀行引き落とし) | | |
| 国免除（全額免除） | | 徴収無し | | |
| 制服代・教材費・遠足代 ・写真代等 （その都度園で集金） | | 入園時、入園後保育に必要な物を、実費でご負担いただくもの | 実費額は個人差があります。 | |
| ぽけっとくらす 幼稚園型一次預かり保育 実費徴収は月末締め、翌月封筒にて徴収 | | | | |
| 預かり保育 時間は教育時間 終了時よりカウント します。 | 預かり保育時間 に要する保育料 | 14時30分～16時00分・・・日額 400 円（実費徴収） | | |
| | | 14時30分～17時30分・・・日額 700 円（実費徴収） | | |
| | | 14時30分～18時30分・・・日額 1,250 円（実費徴収） | | |
| | | 14時30分～19時00分・・・日額 1,650 円（実費徴収） | | |
| | | ※新2号認定を取得している場合（※法定代理受領） 利用日数×450円（月上限 11,300 円）の補助が出ます。 伊勢崎市より新2号認定を受ける為の就労証明書等の申請が必要。 | | |

別表

2・3号認定

| 受領する費用の種類 | 支払いを求める理由 | | 金額 |
|--|--|----------------|----------------------------------|
| 入園事務手数料（入園前） | 事務手続きによる配布物等の手数料 | | 10,000 円 |
| 上乗せ徴収 （銀行引き落とし） | 教育保育の充実費：より質の良い教育・保育を提供するための費用（職員研修、遊具、教具の質の向上、園の特色である広い庭と豊かな自然環境をより教育的で安全に生かすための経費） 外部講師費：外部講師による、チャレンジ体操・キッズイングリッシュ・リトミック等々 3～4年のカリキュラムとして考えていますので、学年により受講数は変わります。 | | 月額 2,500 円 |
| 保護者会費 （銀行引き落とし） | 保護者会活動への協力のため | | 月額 650 円 |
| 主食代(2号認定) （銀行引き落とし） | 3歳以上児クラスの児童に提供する主食代（米飯・パン）を実費でご負担いただくもの | 月額 1,100 円 | 月額 計 6,900 円 |
| 副食代(2号認定) （銀行引き落とし） | 3歳以上児クラスの児童に提供する副食代を実費でご負担いただくもの。 | 月額 5,800 円 | ※土曜保育と家庭保育協力日に登園する場合の給食費は別途頂きます。 |
| 副食費免除：対象のご家庭には伊勢崎市より副食費免除対象通知が配布されます。 | | | |
| 市免除(上限月額年度末に決定) | 差額を徴収します。（銀行引き落とし） | | |
| 国免除（全額免除） | 徴収無し | | |
| 制服代・教材費・遠足代・写真代等（その都度園で集金） | 入園時、入園後保育に必要な物を、実費でご負担いただくもの | | 実費額は個人差があります。 |
| 延長保育（2・3号認定）について：実費徴収は月末締め、翌月封筒にて徴収 | | | |
| 2号3号認定対象 | 早朝保育 7時30分～8時00分 | 1回 100 円（実費徴収） | |
| | 延長保育 16時00分～16時30分 | 1回 100 円（実費徴収） | |
| | 延長保育 16時31分～17時30分 | 1回 150 円（実費徴収） | |
| | 延長保育 17時31分～18時30分 | 1回 400 円（実費徴収） | |
| | 延長保育 18時31分～19時00分 | 1回 500 円（実費徴収） | |

重要事項説明（運営規程含む）、及び個人情報使用 同意書

1、私は、重要事項説明（運営規定含む）の書面説明を受け、予め、さくら幼稚園の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

1、私は、特定教育・保育の提供に際して、利用子ども及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要な範囲内において使用することに同意しました。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるように卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育教育施設へ転園する場合等において、他の施設との間で必要な連絡調整をおこなうこと。
- ・緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・未就園児、社会の人々に教育活動を理解してもらうためにその情報提供を行うこと。（園だより・ホームページ・インスタグラム等に写真が記載されることがあります）

さくら幼稚園園長 片柳 博子様

年 月 日

住所：

園児名：

保護者氏名：

印

園児から見た続柄：

※上記の内容にて承諾できない部分には赤ペンで二重線を引き提出してください。